

定期積金

平成23年6月1日現在

商品名 (愛称)	定期積金(スーパー積金)
販売対象	・法人、個人
期間	・12ヵ月(1年)以上60ヵ月(5年)以内
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・定期的に掛金を払込みます。 ・1,000円以上 ・1,000円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
利息 (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払い方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算。
税金	・個人の給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(なお、マル優は利用できません) ・法人は総合課税となります。
手数料	――
付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による掛金の払込みができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合は解約日現在の普通預金利率を適用します。 ・初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合は約定年利回り×60%(小数点第3位以下切捨て)を適用します。 但し、計算利率が解約日現在の普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率とします。
金利情報の入手方法	・金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部(9時~17時、電話:0135-22-2127)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務推進部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。
その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 ・保護される内容については別表「預金保険制度の説明」をご覧ください。